

省エネ

家庭用

やいた暮らし
応援キャンペーン
第3弾!

家電・給湯器 防犯カメラ 補助金

省エネ家電・給湯器購入費補助金



家庭用防犯カメラ等設置費補助金



申請期間 (予算上限に達し次第終了)

令和7年10月1日(水) 13:00～令和8年3月31日(火) 17:00

対象者 (過去に受給した方、その世帯は除く)

・矢板市民かつ市税の滞納がない世帯の方

対象商品

令和7年10月1日以降に購入・設置したものに限ります。

〈①省エネ家電〉(省エネ性能多段階評価点★2.0以上)
※LED照明は指定なし

・エアコン ・冷蔵庫 ・冷凍庫 ・テレビ ・電気便座
・LED照明(電球・蛍光灯は除く)

〈②省エネ給湯器〉(省エネ性能多段階評価点★2.0以上)

・ガス温水機器 ・石油温水機器
・ヒートポンプ給湯器(エコキュート)

対象経費

対象商品の購入費用および設置費用

補助率 (上限あり)

①省エネ家電 補助対象経費の25%(上限8万円)

②省エネ給湯器 補助対象経費の35%(上限15万円)
(共に1,000円未満切り捨て)

対象者

・矢板市民かつ市税の滞納がない世帯の方

対象商品

購入前に「事前申請」が必要です。

・屋外用カメラ ・モニター ・記録装置等
・防犯カメラ機能付インターホン
(※スマートフォン・タブレット等は対象外)

対象経費

・対象商品の購入費用および設置費用
・「防犯カメラ作動中」等の表示板の設置にかかる費用

補助率 (上限あり)

補助対象経費の50%
(上限3万円、1,000円未満切り捨て)

購入店

期間内に、市内に本店・支店・営業所のある店舗で購入および設置工事をしたもの。
(床面積1,000㎡以上の家電量販店・大型店舗は対象外)

省エネ家電・給湯器 家庭用防犯カメラ 補助金

申請方法・必要書類はこちら！

省エネ家電・給湯器 購入費補助金

①申請・請求

令和7年10月1日以降に購入・設置した製品の領収書等を添え、申請書兼請求書を生活環境課窓口へ直接提出。
(本人または同一世帯員のみ申請可。代理申請は不可です。)

必要書類

- ・補助金等交付申請書兼請求書
- ・領収書(原本)※コピー後返却
- ・保証書の写し(保証開始日が記載されていること)
- ・通帳の写し(口座名義や支店名、口座番号等がわかるページ)
- ・製品設置後の写真(画像内に日付を入れること。紙での印刷可)

②交付決定通知書交付

後日、自宅に交付決定通知書が郵送されます。



③入金

請求内容に問題がなければ、指定口座に補助金が入金されます。
(原則、請求日から1ヶ月以内に入金)



その他

必要書類

申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに生活環境課までご連絡ください。場合により、計画変更申請書の提出が必要となります。
設置工事を要する製品を賃貸物件などに取り付ける場合は、①の必要書類に加え「承諾書(任意様式)」が必要になります。参考様式が必要な方はお申し出ください。

家庭用防犯カメラ等 設置費補助金

①申請

防犯カメラ等を購入前に必要書類を生活環境課窓口へ直接提出



必要書類

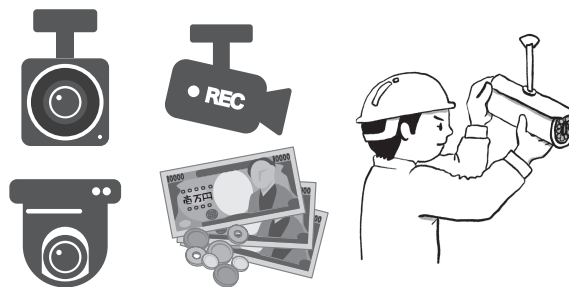
- ・補助金交付申請書
- ・家庭用防犯カメラ等の設置に要する費用のわかる書類
- ・家庭用防犯カメラ等の概要がわかる書類
- ・家庭用防犯カメラ等の設置に係る住宅所有者の同意書
- ・警約書

②交付決定通知書交付

後日、自宅に交付決定通知書が郵送されます。



③防犯カメラ等の購入・設置 及び事業者への支払い



④請求書の提出

必要書類

- ・補助金交付請求書
- ・補助金交付決定通知書の写し
- ・領収書(原本)※コピー後返却
- ・設置した家庭用防犯カメラ等の設置状況がわかる日付入りの写真
- ・通帳の写し(口座名義や支店名、口座番号がわかるページ)

重点支援地方交付金活用事業

この事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等への支援を行い、市民生活の安定や地域経済の活性化を図るために市及び商工会が協働で実施するものです。

問い合わせ先

矢板市生活環境課(市役所本館1階)
〒329-2192 矢板市本町5 番4 号

☎0287-43-6755